

岐阜県公報

目次

告示

有害興行の指定	(男女参画青少年課) 四四三
家畜伝染病の発生	(畜産課) 四四四
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課) 四四四
解除予定保安林とする旨の通知	(同) 四四四
道路の供用開始	(道路維持課) 四四四
中津川都市計画下水道事業の変更認可	(下水道課) 四四五
保安林の指定	(可茂農林事務所) 四四五
保安林の指定解除予定	(東濃農林事務所) 四四六
公 示	
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課) 四四七
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業流通課) 四四七
建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める事項の区域区分の変更案の縦覧	(建築指導課) 四四七

告示

岐阜県告示第三百七十四号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名等
映画	ジュ・チーム・モロ・ノン・ブリュ		メタリオンメディア
	未亡人銭湯 おっぱいの時間ですよ!		オーピー映画
	恋情乙女 くっしよりの薄毛		オーピー映画
	妖女伝説セインツXXXX(トリプルエックス) ~魔性の悦楽~		新東宝映画
	強制人妻 肉欲の熱れた眼		オーピー映画
	お掃除女子 至れり尽せり		新日本映像
	夏男たちのラブビーチ		オーピー映画

2 指定年月日

平成22年6月25日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

を田畔するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百七十五号

家畜伝染病の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により告示する。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 病名
腐蛆病

二 家畜の種類
みつばち

三 発生群数
五群

四 発生場所
安八郡

五 発生日月
平成二十二年六月七日

岐阜県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市洞戸尾倉字中村二二一、字上村三一九の一から三一九の三まで、三二〇から三二二まで、三三四

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中村二二一、字上村三二〇、三二一、三一九の一・三二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

多治見市大藪町字迫間洞一九八一の一七、一九八三の四四

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
土地改良事業用地とするため

岐阜県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年六月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示の日)
川美濃線						
			美濃市字円山三二〇七番地の一地从先から 同 市字鉦尾三三三三番地の一地先まで	四六〇〇	平成 三三・六・五	平成 一五・一・七

岐阜県告示第三百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年六月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示の日)
白恵川那線						
			恵那市中野方町字道場三四五五番九地先から	三〇	平成 三三・六・五	平成 二二・一・六

同 市同 町字同 三四 六一番三地从先まで

岐阜県告示第三百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、中津川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
中津川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
中津川都市計画下水道事業 中津川市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十九年三月三十日から
平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第三百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
加茂郡白川町河岐字前山一一五一の一、一一五二の一
- 二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

加茂郡白川町河岐字前山一四七の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

加茂郡白川町赤河字西増田一五五五の一〇（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

公 示

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
多治見市大藪町字迫間洞一九八三の四四
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十二年五月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人だいじょうぶ
- 三 代表者の氏名 田邊 櫻子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市那加西野町四三番地の二
- 五 定款に記載された目的 この法人は高齢者や子どもたちが安心して暮らしていけるための支援と、広い視野をもって国際協力、環境教育にも目を向け、広く社会に貢献することを目的にします。

大規模小売店舗の新設に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模

小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十二年六月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十二年六月十五日
- 二 届出者の氏名又は名称 ゲンキー株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称)ゲンキー海津店 海津市海津町鹿野字西縄二二七一番一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十三年二月二十日
- 五 店舗面積 二、五五八平方メートル
- 六 駐車場の収容台数 一五八台
- 七 荷さばき施設の面積 一一〇平方メートル

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしたいので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することがで

き
ぎ

平成二十二年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

1 法第五十二条第一項第六号に規定する容積率の限度

2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度

3 法第五十二条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度

4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の
高さの限度

5 法別表第三(四)欄五の項に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限
度

二 区域区分の変更を行う市
本巢市

三 区域区分の変更を行う土地の区域
計画図書において表示する区域

四 案の縦覧場所
岐阜県都市建設部建築指導課及び本巢市産業建設部都市計画課

五 縦覧期間

平成二十二年六月二十五日から同年七月九日まで

平成二十二年六月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一
フイ・アール・テクノセンター